



発行 新潟県

**第 97 号**

令和6年12月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 65 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（行政改革課）

告 示

- 1317 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 1318 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 1319 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 1320 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1321 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1322 道路の区域変更（道路管理課）
- 1323 道路の区域変更（道路管理課）
- 1324 道路の供用開始（道路管理課）
- 1325 道路の区域変更（道路管理課）
- 1326 道路の供用開始（道路管理課）
- 1327 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1328 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 14 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 110 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 150 銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定（生活安全企画課）

規 則

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第65号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

**第1条** 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正前部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地区建築主事の分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第38項第2号(これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p>(書類の経由)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項又は法第18条第18項(これらの規定を法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認審査報告書又は審査報告書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第7条の2第6項又は法第18条第27項(これらの規定を法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法第7条の4第6項又は法第18条第36項(これらの規定を法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査報告書</p> <p>(6) 法第7条の6第3項又は法第18条第39項(こ</p>	<p>(地区建築主事の分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第24項第2号(これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p>(書類の経由)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項(法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認審査報告書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第7条の2第6項(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法第7条の4第6項(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。)及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査報告書</p>

<p>これらの規定を法第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する仮使用認定報告書</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>（完了検査申請書に添えるべき図書）</p> <p><b>第9条の2</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、<u>法第18条第20項</u>の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する同令第3条」と読み替えるものとする。</p> <p>（国の機関の長等への準用）</p> <p><b>第22条の2</b> 前2条の規定は、<u>法第18条第3項又は第4項</u>の確認済証の交付を受けた者について準用する。</p>	<p><u>(6)</u>（略）</p> <p>（完了検査申請書に添えるべき図書）</p> <p><b>第9条の2</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、<u>法第18条第16項</u>の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する同令第3条」と読み替えるものとする。</p> <p>（国の機関の長等への準用）</p> <p><b>第22条の2</b> 前2条の規定は、<u>法第18条第3項</u>の確認済証の交付を受けた者について準用する。</p>
--	--

（新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正）

**第2条** 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（所管行政庁が必要と認める図書）</p> <p><b>第3条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第22項若しくは第26項</u>に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し</p> <p>(3)～(5)（略）</p>	<p>（所管行政庁が必要と認める図書）</p> <p><b>第3条</b>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第18項</u>に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し</p> <p>(3)～(5)（略）</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第1317号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和6年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称  
新潟県新潟市西区小針3丁目37-30 樋口ビル15号  
株式会社クーネルワーク

- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間  
令和6年12月2日から令和7年3月31日まで

◎新潟県告示第1318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称  
東京都目黒区下目黒1丁目8-1  
アマゾンジャパン合同会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定期間  
令和6年12月2日から令和7年3月31日まで

◎新潟県告示第1319号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日				
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会						
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	寺田 嘉之	もみ、玄米、大豆	K1515034				
	近藤 輝夫	もみ、玄米	K1528008				
	丸山 康平	もみ、玄米、大豆	K1528009				
	池田 圭一郎	もみ、玄米、大麦、大豆	K1522015				
	石井 武幸	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152024004				
備 考	略称『新潟県検査協会』 令和6年12月13日農産物検査員3名の登録抹消、2名の新規登録。検査員合計745名。						

◎新潟県告示第1320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・区画整理（中山間地域総合整備「生産基盤型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和6年12月16日から令和7年1月20日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	大小地区（小立換地区）	換地計画書の写し	佐渡市役所

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1321号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
令和6年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 起業者の名称

社会福祉法人 魚沼地域福祉会

### 2 事業の種類

障害者支援施設「やいろの里」増改築に伴う駐車場・農作業実習地移設整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

新潟県魚沼市岡新田字中原地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

障害者支援施設「やいろの里」増改築に伴う駐車場・農作業実習地移設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、起業者である社会福祉法人魚沼地域福祉会の理事会において施行を決定しており、また、本件事業に必要な経費については、自己資金のほか借入金及び補助金により予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

本施設は、開設から30年が経過しており、天井水漏れなど各所の不具合が多数生じている。また、日中活動の場と住まいの場が一体的な建物構造であり、住まいの場が多床室であることから、多種多様な障害特性を有する入所者同士の対人トラブルや怪我、物の破損等に加え、プライバシーの確保等の諸課題が生じている。

地域においては、強度行動障害を有することから市内で利用できる施設が決まらず、市外遠方の施設を選択肢としなければならないことがあるため、市内に利用環境が整った施設を必要とする声がある。また、第7期魚沼市障害福祉計画においても、強度行動障害を有する方への支援体制の整備を進めることとされている。

本件事業は、こうした諸課題の解消と併せ、今後更に増加が見込まれている強度行動障害等を有する方の利用受入れのための環境整備として、日中活動棟と個室の居住棟を増改築整備するためのものである。

既存棟と増築棟を接続させるためには、現行の駐車場及び農作業実習地に新居住棟を増築する他になく、農作業実習地は重度の障害等により施設外に出られない入所者の生活訓練や機能訓練の場として必要であり、職員及び関係者用の駐車場は施設運営と障害福祉サービス提供のために不可欠であることから、起業

地に駐車場及び農作業実習地を移設し、起業地の一部を緊急車両等の敷地内通路として整備するものである。

本件事業の施行により、現在の施設的环境改善が図られるとともに、魚沼市内の強度行動障害を有する方への支援体制の充実に寄与することとなり、地域の福祉向上に資することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、本施設の周辺4箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や利便性、安全性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、施設利用者の安心・安全な環境を確保するための事業であり、新型コロナウイルス等感染症対策の面からも、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

魚沼市役所 産業経済部 農政課

◎新潟県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 半蔵金入広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市長鳥字大谷内甲2129番1から 同市西名字深田1261番4まで	新	8.1～28.9メートル	324.9メートル

	旧	6.0～25.8メートル	331.1メートル
--	---	--------------	-----------

## ◎新潟県告示第1323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大月六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市東泉田字前島574番2から	新	7.4～11.2メートル	265.4メートル
同市東泉田字前島408番16まで	旧	7.4～11.2メートル	265.1メートル

## ◎新潟県告示第1324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大月六日町線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市東泉田字前島574番2から同市東泉田字前島408番16まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月13日

## ◎新潟県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大瀧直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市頸城区西福島字古城一の丁1番2から	新	8.7～13.0メートル	114.1メートル
同市港町二丁目29番5まで	旧	9.1～19.5メートル	114.1メートル

## ◎新潟県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 市野沢中興線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市真光寺字高野1485番1から同市平清水字真光寺道江東944番7まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月13日

◎新潟県告示第1327号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年12月13日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年12月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
村上市松喜和字砂山2191番1	5.00	38.14
	4.01	18.00

◎新潟県告示第1328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角英世

- 1 名称  
ハウスプラス確認検査株式会社
- 2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
名称の変更	ハウスプラス確認検査株式会社	ハウスプラス住宅保証株式会社

- 3 変更する年月日  
令和6年12月1日

公 告

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花角英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 C o C o L o長岡  
 所在地 長岡市城内町一丁目611番1  
 設置者 東日本旅客鉄道株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日  
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名

称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和6年7月23日

### 3 意見の概要

#### (1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

### 5 縦覧期間

令和6年12月13日から令和7年1月13日まで

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院における寝具等の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月13日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 寝具等賃貸借契約

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和7年2月1日から令和10年1月31日まで

#### (4) 納入場所

新潟県立中央病院

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 令和3年1月1日以降、400床以上の病床数を有する病院において、12ヶ月以上継続して寝具等の賃貸借業務実績があり、当該業務実績証明書を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。

(9) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。

(10) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関係サービスマークの認定を受けていること。

### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

令和6年12月23日(月)午後5時15分

郵送の場合は、令和6年12月23日(月)必着で簡易書留郵便を利用すること。

4 入開札の日時及び場所

令和7年1月8日(水) 午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数(36か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規定(昭和60年新潟県病院局管理規定第5号。以下「規定」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数(36か月)で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、解析付心電計の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月13日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

解析付心電計 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年12月20日(金)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和6年12月25日(水)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 暴力団等の排除  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他  
詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白衣及び看護衣等について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月13日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
白衣及び看護衣等 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和7年3月21日(金)
- (4) 納入場所  
新潟県立病院 9病院、吉田病院附属看護専門学校
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登載されている者であること。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県病院局経営企画課財務係  
電話番号 025-280-5555
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 出荷引受書等の提出期限  
令和6年12月19日(木)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月23日(月)午後2時00分  
新潟県庁行政庁舎16階入札室

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき出荷引受書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、看護靴について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月13日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

看護靴 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和6年3月21日(金)

## (4) 納入場所

新潟県立病院 11病院、吉田病院附属看護専門学校

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登載されている者であること。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県病院局経営企画課財務係  
電話番号 025-280-5555

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書等の提出期限  
令和6年12月19日(木)午後5時00分

### 4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月23日(月)午後3時00分  
新潟県庁行政庁舎16階入札室

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政

---

令第372号)の適用を受けるものである。

令和6年12月13日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

令和7年3月1日から令和9年2月28日まで

##### (4) 履行場所

新潟県立中央病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 廃棄物の処理に関する法律に基づく許可を受けた者であること。なお、処分施設は焼却炉を2棟以上有すること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院において、当該業務を令和4年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和7年1月10日(金)午後5時15分までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和7年1月10日(金)に必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

#### 5 入札、開札の日時及び場所

令和7年1月24日(金)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

#### 6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付する

こと。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

次のいずれかに該当する場合には、契約手続きの中断、停止等を行うことがある。

ア 当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

イ 契約期間に属する年度の新潟県病院事業会計予算が議決されなかった場合。

ウ 契約の相手方が契約書を作成しなかった場合。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased:

Disposal and commission of infectious waste and plastic waste generated from Niigata Prefectural Central Hospital

(2) Deadline for bid submission:

10:00A.M. January 27, 2024

(3) For more information, contact:

Management Division in Japanese,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

\*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動散薬分包機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全自動散薬分包機 二式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年12月24日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月26日(木)午前9時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

---

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ICUベッドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
ICUベッド 三式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和7年3月31日
- (4) 納入場所  
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和6年12月24日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月26日(木)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術用頭部固定器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術用頭部固定器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年12月24日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月26日(木)午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第14号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
村上市	(略) 村上総合病院	(略) 村上市緑町五丁目8番1号	村上市	(略) 村上総合病院	(略) 村上市田端町2-17
	(略) 山北徳新会病院	(略) 村上市勝木1340-1		(略) 山北徳洲会病院	(略) 村上市勝木1340-1
	介護老人保健施設 優和の里	村上市勝木1340-1		老人保健施設 優和の里	村上市勝木1340-1
	(略) 山北徳新会介護医療院	(略) 村上市勝木1340-1		(略) 山北徳洲会 介護医療院	(略) 村上市勝木1340-1
(略)			(略)		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム あしぬま荘	(略) 新潟市東区岡山1183番地1	新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム あしぬま荘	(略) 新潟市東区はなみずき2丁目3-7
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
新潟市西蒲区	(略) 特別養護老人ホーム 白寿荘東	(略) 新潟市西蒲区巻甲4448番地	新潟市西蒲区	(略) 特別養護老人ホーム 白寿荘東	(略) 新潟市西蒲区巻甲4370
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
新発田市	(略) 特別養護老人ホーム 二の丸	(略) 新発田市上館520番地1	新発田市	(略) 特別養護老人ホーム 二の丸	(略) 新発田市大手町4丁目5-29
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
36,325
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
327,031
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

新潟市北区	20,000
新潟市東区	37,365
新潟市中央区	49,254
新潟市江南区	18,963
新潟市秋葉区	21,092
新潟市南区	12,141
新潟市西区	43,086
新潟市西蒲区	15,330
長岡市三島郡	73,890
上越市	51,391
三条市	26,263
柏崎市刈羽郡	23,323
新発田市北蒲原郡	29,896
小千谷市	9,359
加茂市南蒲原郡	10,311
十日町市中魚沼郡	16,242
見附市	10,934
村上市岩船郡	17,287
燕市西蒲原郡	23,944
糸魚川市	11,108
妙高市	8,492
五泉市東蒲原郡	16,090
阿賀野市	11,258
佐渡市	14,172
魚沼市	9,481
南魚沼市南魚沼郡	16,976
胎内市	7,777

公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第150号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）第2条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師を次のとおり指定した。

なお、令和3年12月新潟県公安委員会告示第135号は、廃止する。

令和6年12月13日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

医師の氏名	勤務する医療機関の所在地及び名称	診断の対象者
村竹辰之	新潟市中央区西堀前通六番町909番地 古町心療クリニック	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要がある者  令第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者  介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	
福多真史	新潟市西区真砂1丁目14番1号 国立病院機構西新潟中央病院	
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
池内健	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	